

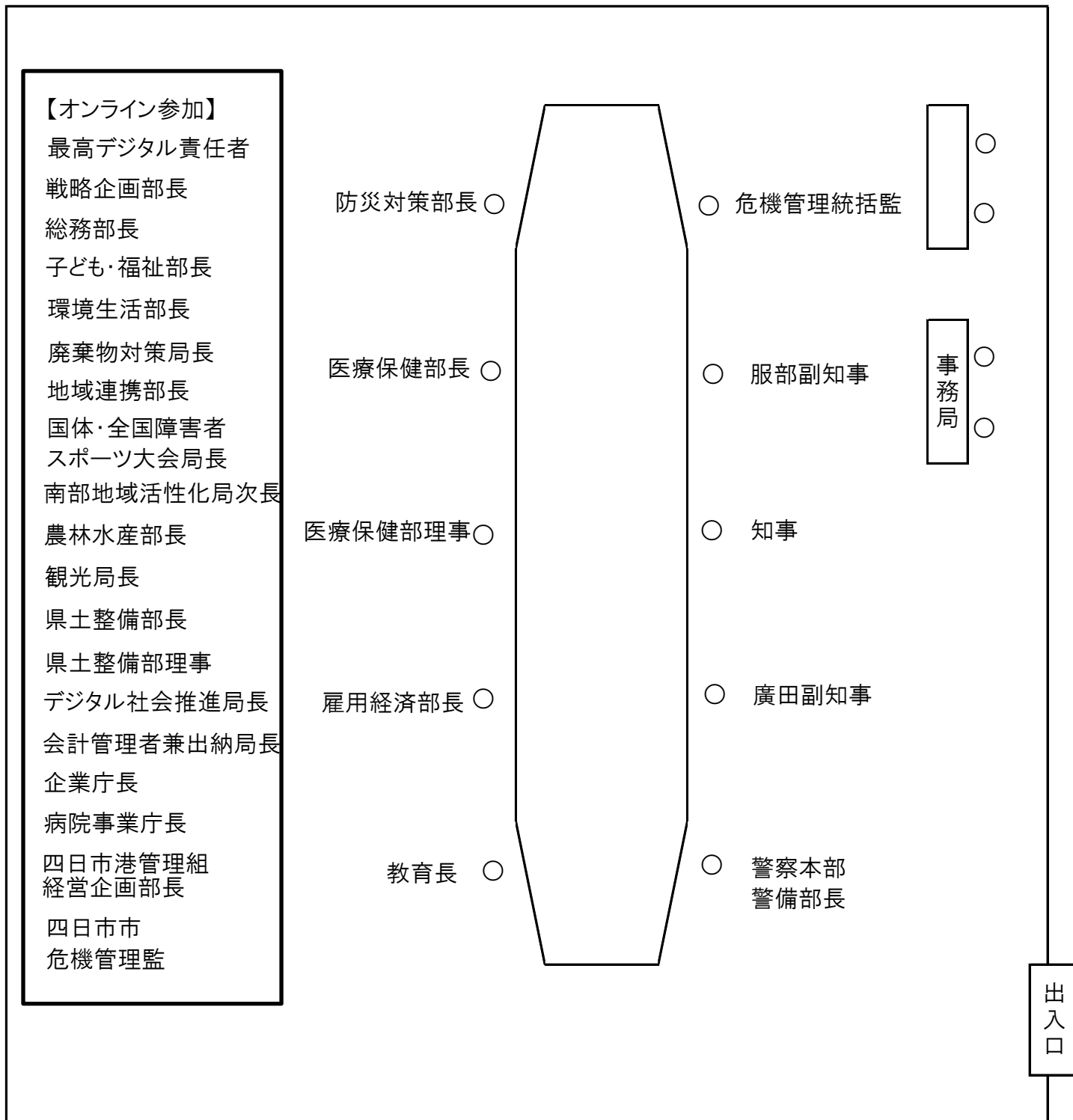
第53回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

事 項 書

令和4年1月20日（木）
11時15分～11時35分
3階 プレゼンテーションルーム

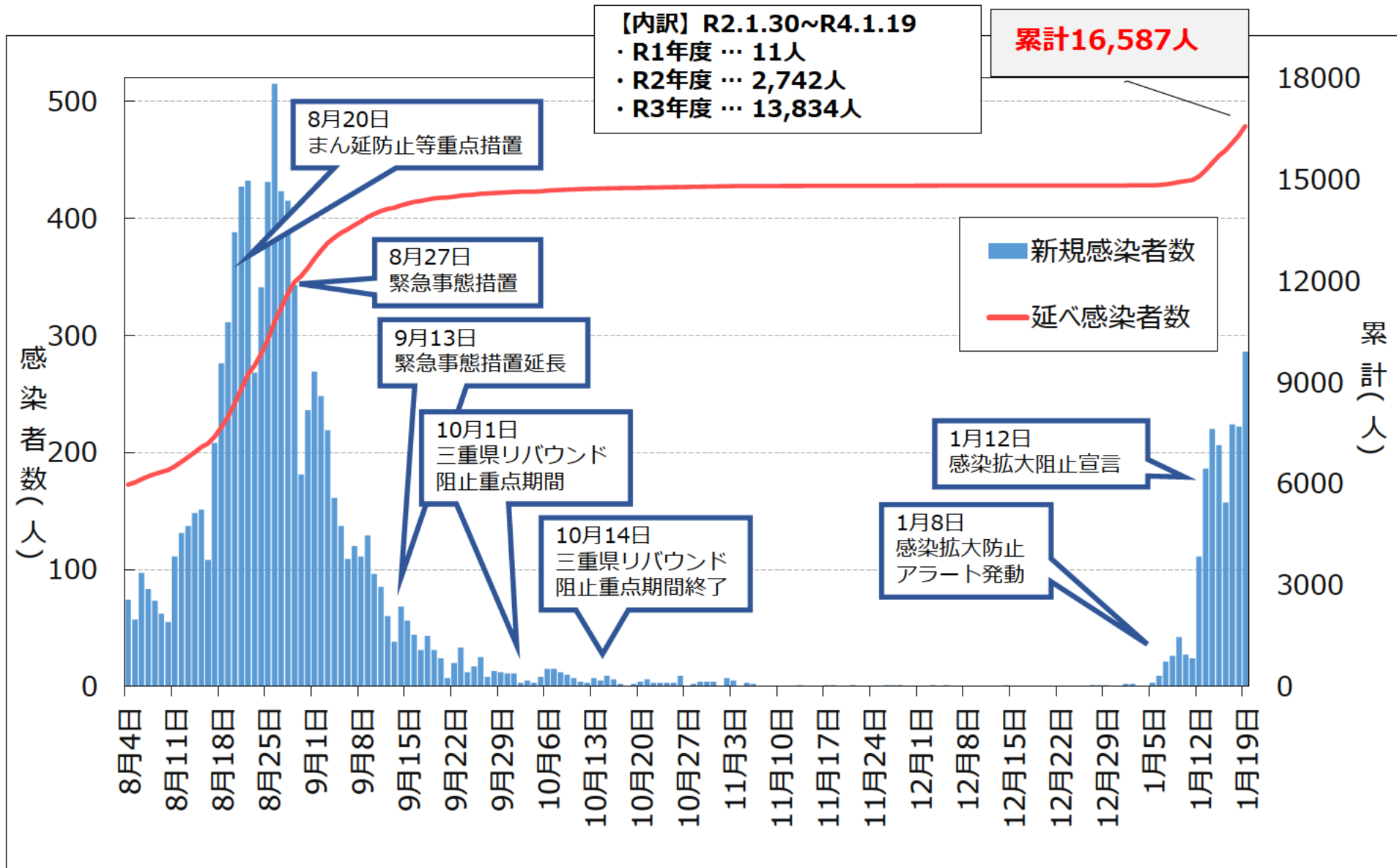
- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- 2 「三重県まん延防止等重点措置」について
- 3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 14」
の一部改訂について
- 4 各部からの報告事項

第53回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(1月20日)座席表



新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

県内患者発生状況 (n=16,587、R4.1.19時点)



新規感染者数及び前週同曜日比の推移

	日	月	火	水	木	金	土	週合計
11月	28	29	30	12/1	2	3	4	週合計
	1人 (1.00)	0人 —	0人 —	0人 —	0人 —	1人 (1.00)	0人 (0.00)	2人 (0.67)
12月	5	6	7	8	9	10	11	週合計
	1人 (1.00)	0人 —	0人 —	0人 —	0人 —	0人 (0.00)	0人 —	1人 (0.50)
	12	13	14	15	16	17	18	週合計
	0人 (0.00)	0人 —	1人 —	0人 —	0人 —	0人 —	0人 —	1人 (1.00)
	19	20	21	22	23	24	25	週合計
	0人 —	0人 —	0人 (0.00)	0人 —	0人 —	0人 —	0人 —	0人 (0.00)
	26	27	28	29	30	31	1/1	週合計
0人 —	1人 —	1人 —	1人 —	0人 —	0人 —	2人 —	5人 —	
1月	2	3	4	5	6	7	8	週合計
	2人 —	0人 (0.00)	0人 (0.00)	3人 (3.00)	9人 —	21人 —	26人 (13.00)	61人 (12.20)
	9	10	11	12	13	14	15	週合計
	42人 (21.00)	27人 —	24人 —	111人 (37.00)	186人 (20.67)	220人 (10.48)	206人 (7.92)	816人 (13.38)
	16	17	18	19	20	21	22	週合計
157人 (3.74)	224人 (8.30)	222人 (9.25)	286人 (2.58)	—人 (0.00)	—人 —	—人 (0.00)	889人 (1.09)	

直近1週間(R4.1.13~1.19)

- ・人口10万人あたり新規感染者数：**84.8人**
- ・先週1週間との比較：**5.8倍**

※直近1週間の新規感染者数合計：1,501人
先週1週間の新規感染者数合計：260人

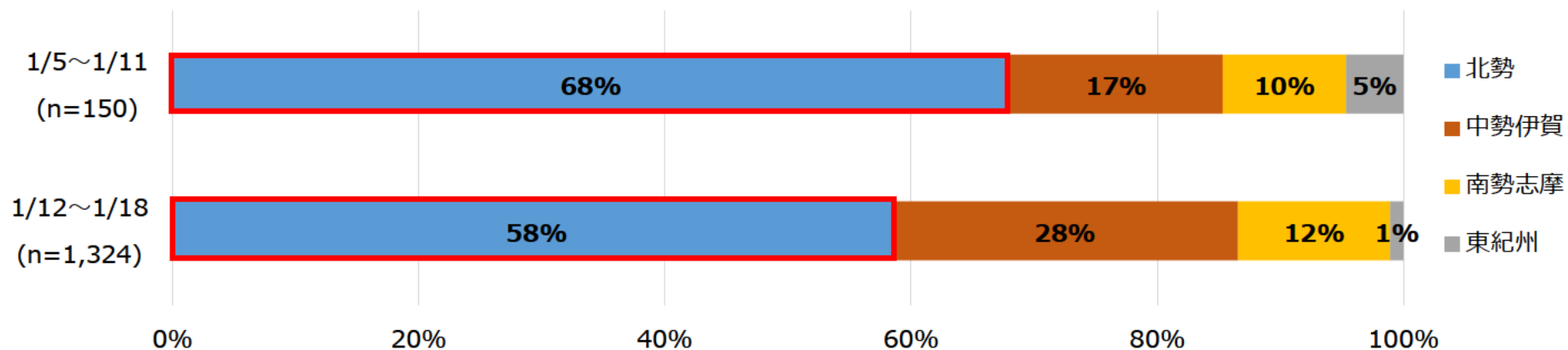
医療圏別・年齢別患者発生状況

集計期間：直近2週 R4.1.5~R4.1.18

- ◆ 患者は県内全域で発生し、**北勢圏域の割合が約60%と最も高い**
- ◆ 年齢別では、**20代以下の割合が最も高く、特に20歳未満の割合が増加**

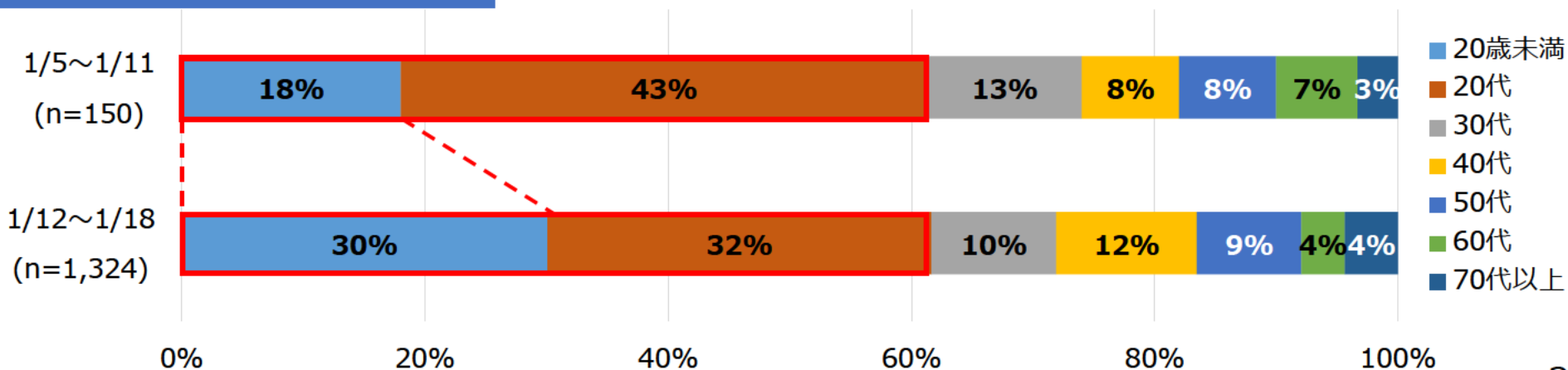
医療圏別患者発生状況

※ 再陽性事例を除く



年齢別患者発生状況

※ 再陽性事例を除く



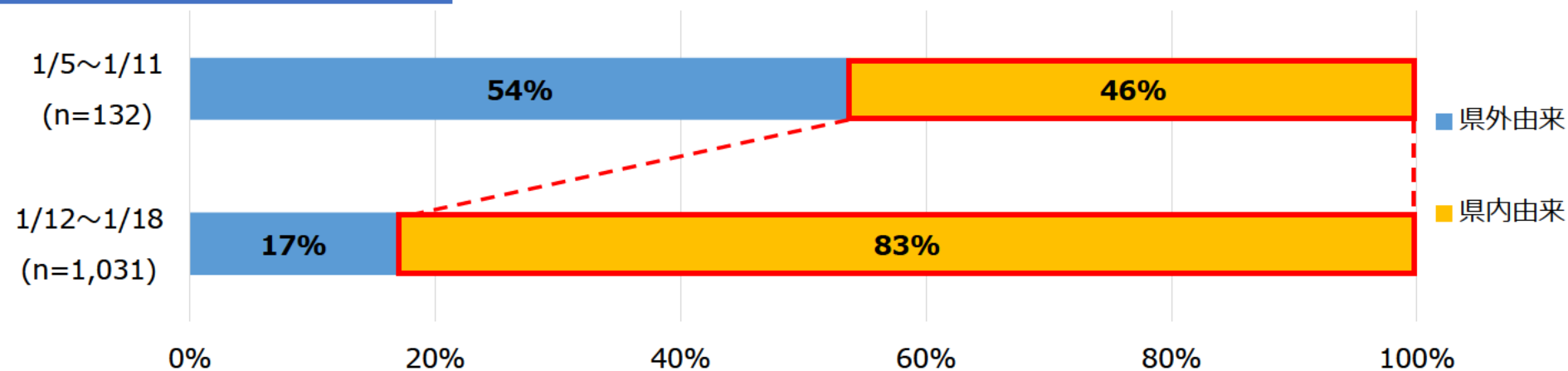
感染経路に関する状況

集計期間：直近2週 R4.1.5~R4.1.18

- ◆ 県内外別では、**県内由来が増加**
- ◆ 経路別では、**職場や学校、飲食店の割合が増加**

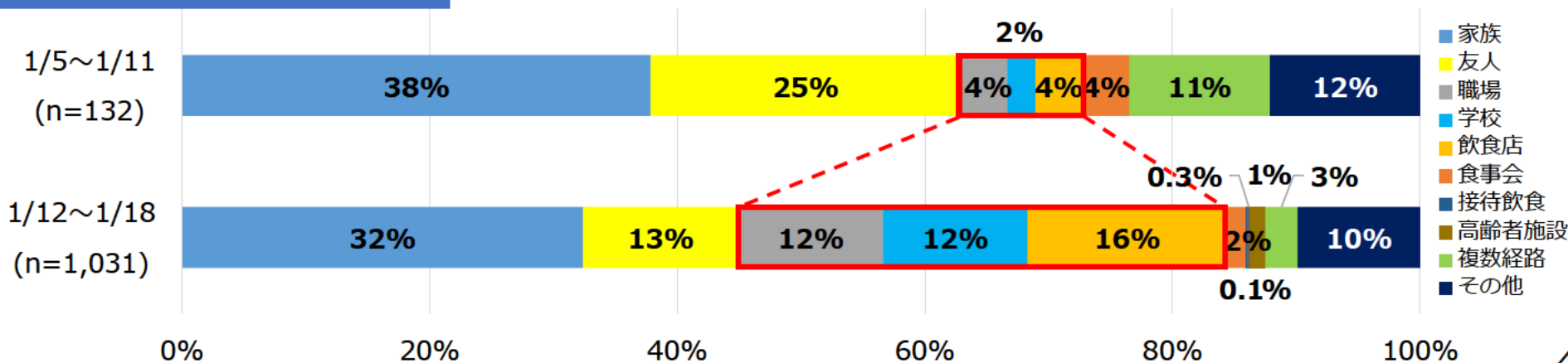
感染経路(県内外別)

※経路不明・再陽性事例を除く



感染経路(経路別)

※経路不明・再陽性事例を除く



変異株(L452R)スクリーニング検査実施状況

R4.1.19時点

- ◆ 年末年始にオミクロン株疑い事例が初めて確認され、スクリーニング検査の陰性率は80%
- ◆ 第5波では、スクリーニング検査の陽性率が約80%に至ったのは、初確認から4週間後
- ◆ 県内においては、デルタ株からオミクロン株へ置き換わったと考えられる

【変異株(L452R)スクリーニング検査実施状況】

	R3.12.6-12.12	R3.12.13-12.19	R3.12.20-12.26	R3.12.27-R4.1.2	R4.1.3-1.9
①実施件数 (判定不能数を除く)	0	0	0	5	66
②陰性件数 (オミクロン株疑い)	0	0	0	4 初確認	54
③陰性率 (判定不能除く)	—	—	—	80%	81%

【ゲノム解析結果】
オミクロン株：55件

- ・解析不能：1件
- ・ゲノム解析中：2件

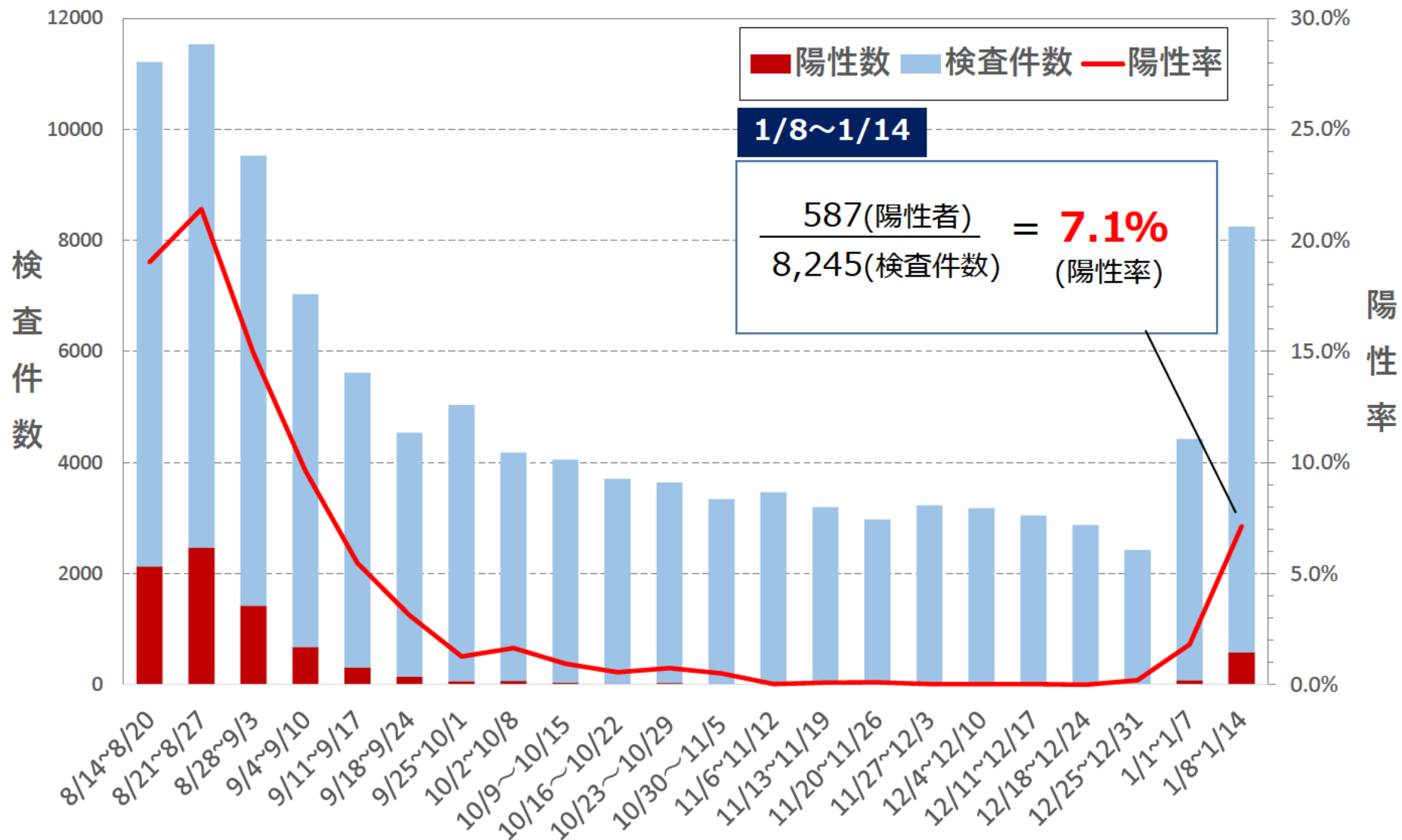
【第5波:変異株(L452R)スクリーニング検査実施状況】

	R3.7.5-7.11	R3.7.12-7.18	R3.7.19-7.25	R3.7.26-8.1	R3.8.2-8.8
①実施件数 (判定不能数を除く)	40	85	65	122	256
②陽性件数 (デルタ株疑い)	3 初確認	12	28	86	202
③陽性率 (判定不能除く)	8%	14%	43%	70%	79%

陽性初確認から陽性率約80%までの期間：4週間

PCR等検査件数・陽性率

集計期間：R3.8.14～R4.1.14 (直近22週)

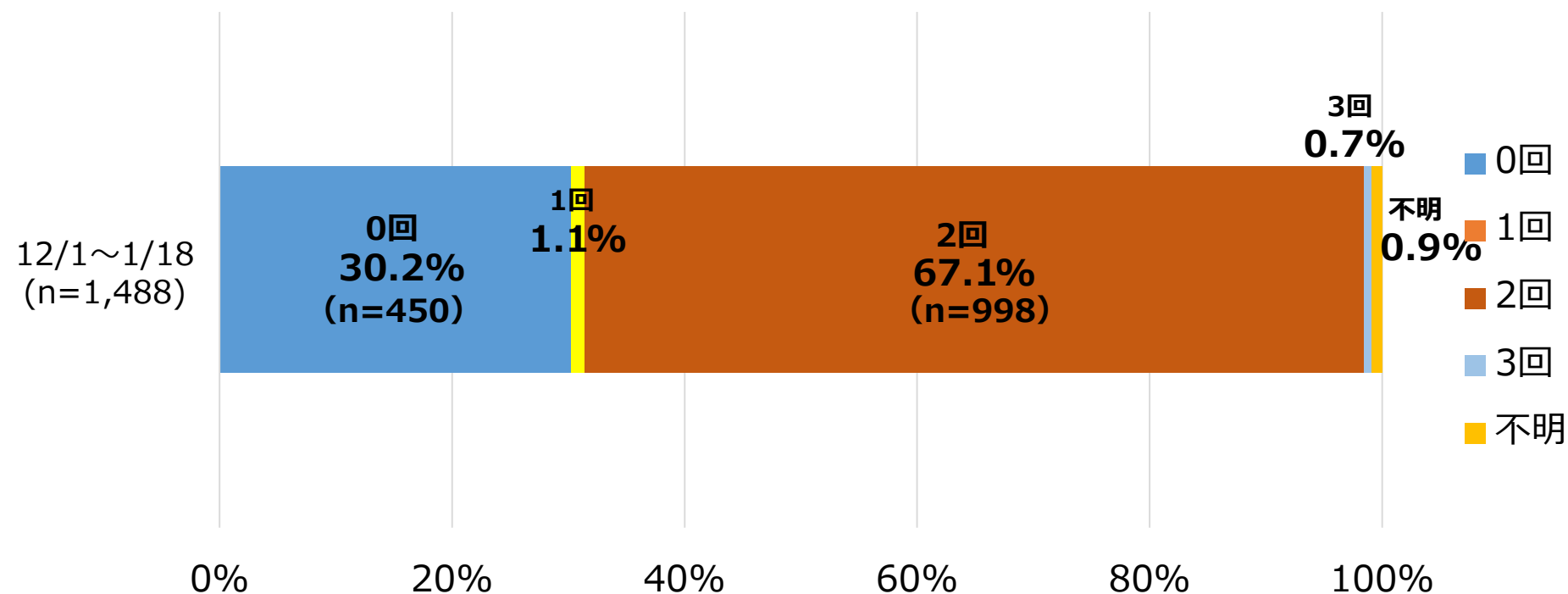


※陽性率を算出するための陽性者数及び検査件数は検査日ベースで集計しているため、公表日ベースの陽性者数とは一致しない

感染者全体に占めるワクチン接種歴の状況

集計期間：R3.12.1～R4.1.18

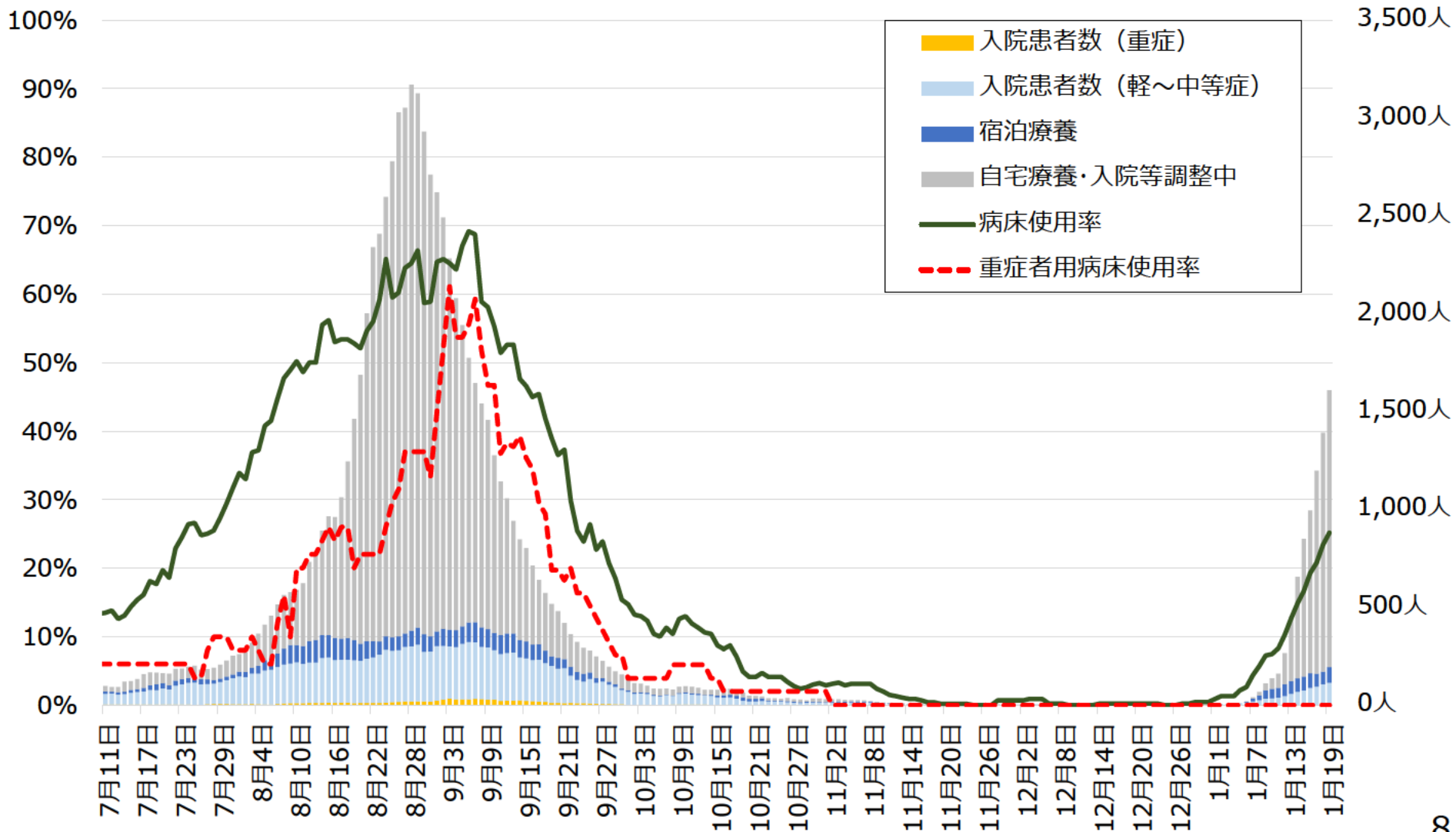
- ◆ 感染者全体（接種歴不明含む）のうち、**ワクチン接種歴のない方は30.2%**
- ◆ **ワクチン2回接種後に感染した方は、感染者全体の67.1%**



入院等の状況

R4.1.19時点

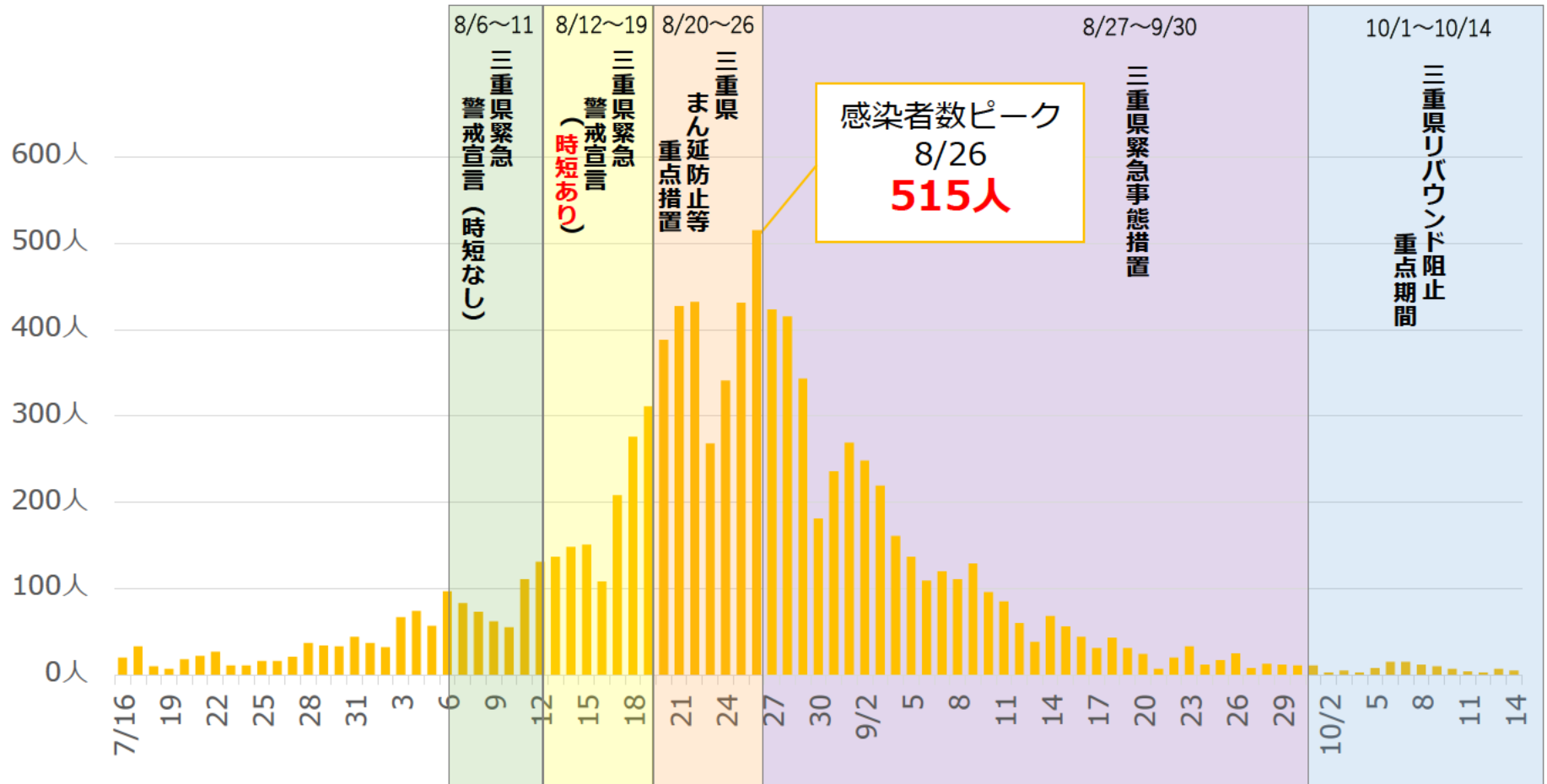
- ◆ 全療養者数は1,609名（入院：115名，宿泊療養：79名，自宅療養1,409名，入院等調整中：6名）
- ◆ 病床使用率は**25.2%**、重症者用病床使用率は**0%**



措置の実施期間と新規感染者数の増減（第5波）

◆時短要請等の強い措置実施後、約2週間でピークアウト

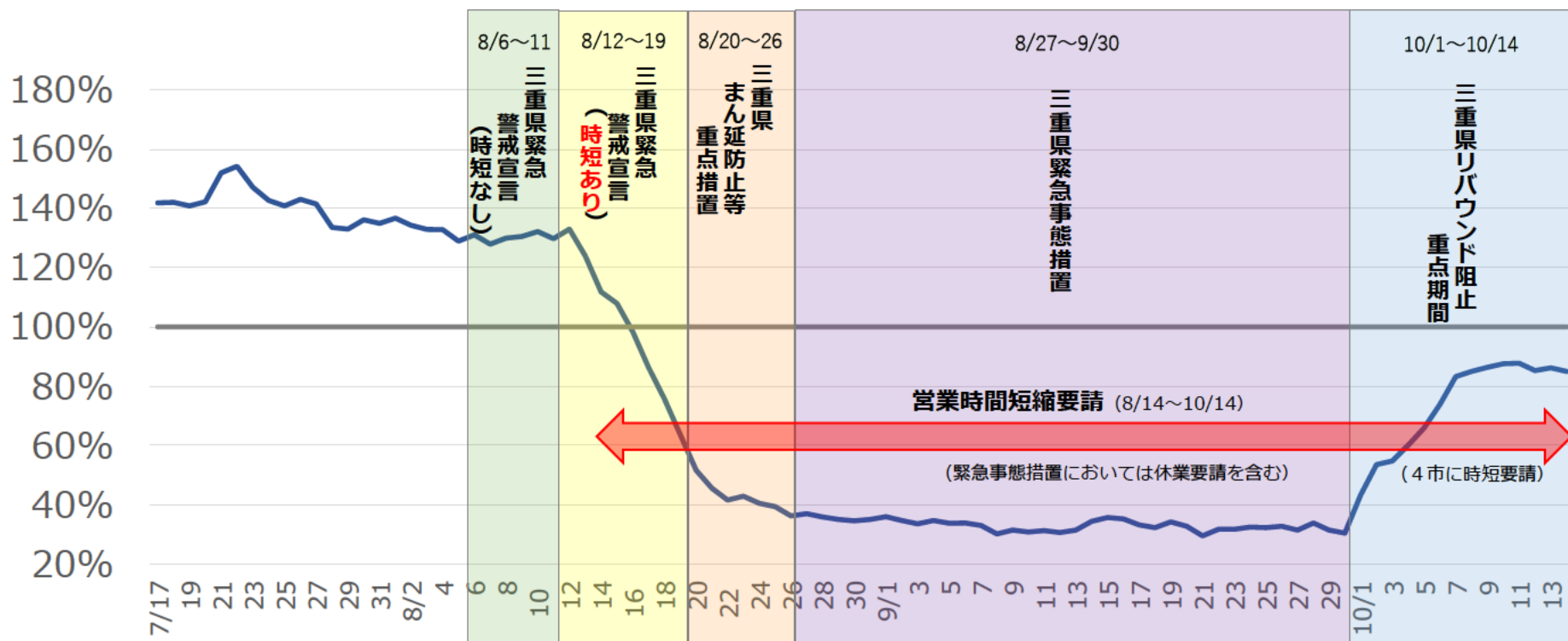
■ 新規感染者数（公表日別）



措置の実施時期と人流の増減（第5波）

◆外出・移動の制限や営業時間短縮等の要請後、**人流が減少**

— 近鉄四日市駅周辺 21時台の人流（7月1日を基準（100%）とした比較）



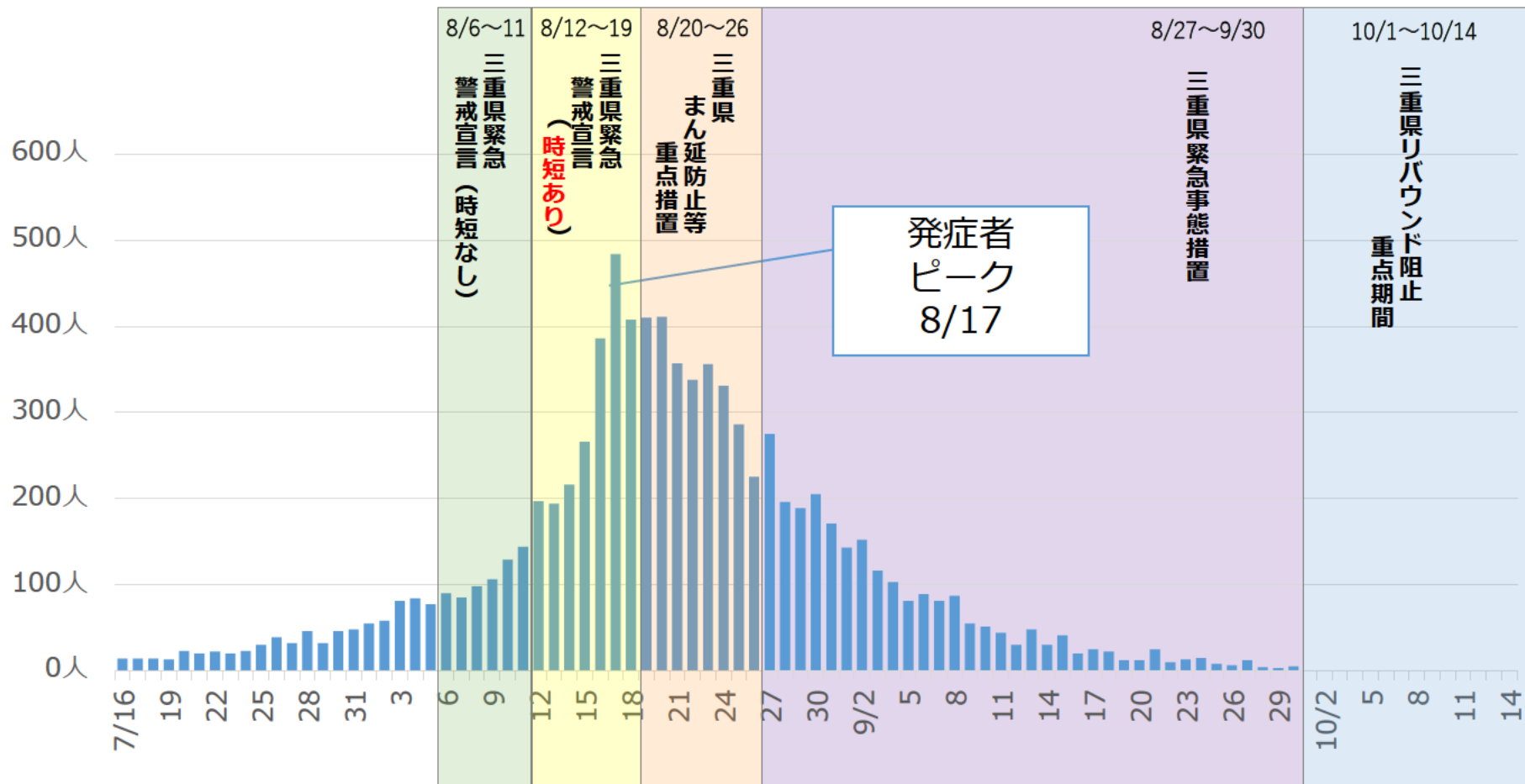
※後方7日間移動平均
※住民を除く（21時台と28時台の差）

【モバイル空間統計R データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング】
※「モバイル空間統計R」は株式会社NTTドコモの登録商標です

措置の実施期間と新規感染者数の増減（第5波）

◆ **発症日のピーク**は感染者数ピークの約**10日前**

■ 新規感染者数（発症日別）

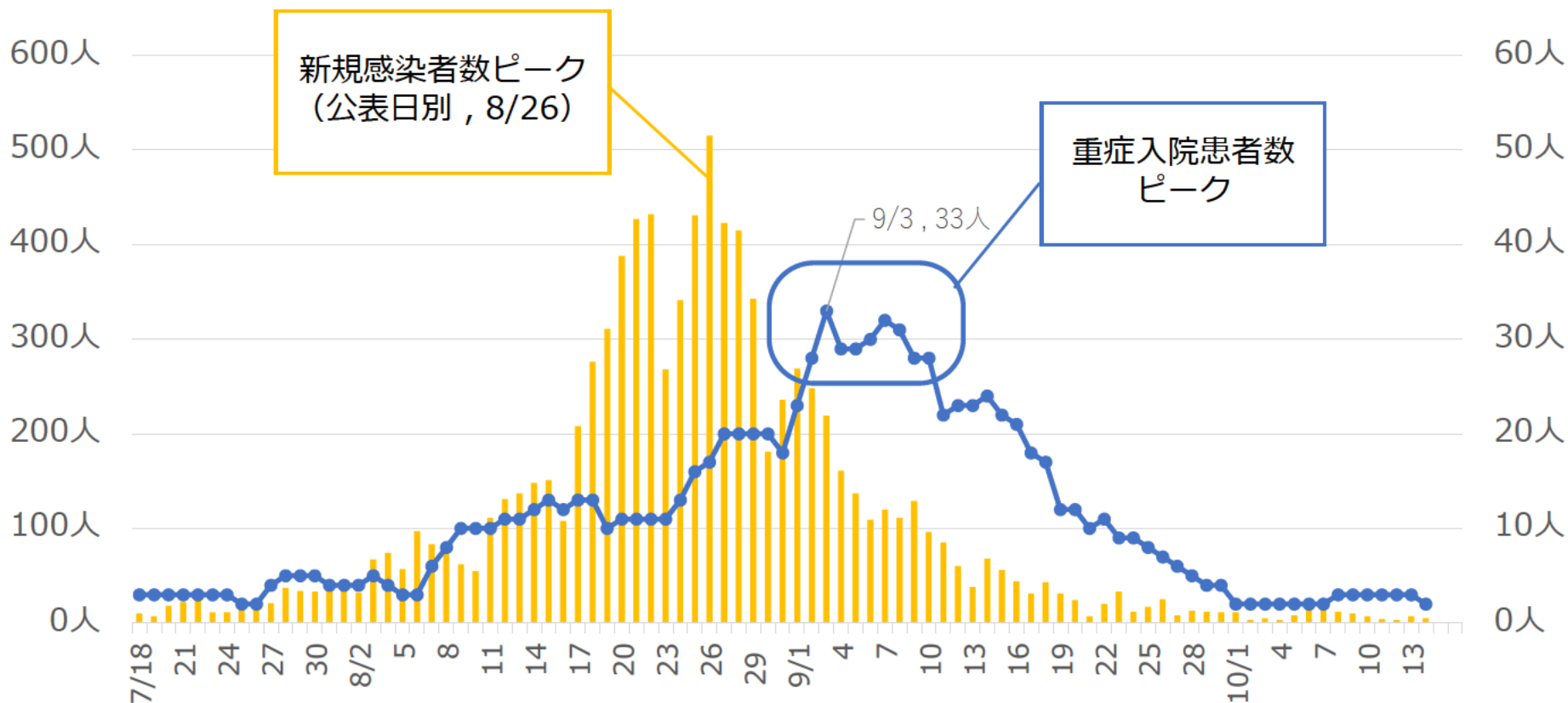


医療を守るためには**早期の措置**が必要

新規感染者と重症入院患者の状況（第5波）

- ◆ **重症入院患者数のピーク**は新規感染者数ピークの約1週間後
(時短要請の3週間後)
- ◆ 医療を守るためには**早期の措置**が必要

■ 新規感染者数（公表日別）（左目盛） ● 重症入院患者数（右目盛）



三重県まん延防止等重点措置 ～県民の皆様の命と健康を守るために～

【措置実施期間】

令和4年1月21日(金)～同年2月13日(日)

【実施区域】三重県全域

【特に重点措置を講じる区域(重点措置区域)】

桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、
菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、
松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、鳥羽市、
志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町、
名張市、伊賀市

令和4年1月20日

三重県

はじめに

令和4年1月に入り、感染者が急速に増加しています。1月2日(日)から8日(土)の1週間では感染者数が61人であったのに対し、翌週(1月9日(日)~15日(土))1週間では816人と10倍を超え、これまでにない急激な感染拡大となっています。

感染拡大を食い止めるため、「みえコロナガード」に基づき、1月8日(土)には「感染拡大防止アラート」を発動、1月12日(水)には「感染拡大阻止宣言」を発出しました。その後も感染者の増加が続き、さらに感染者が増加する見込みであることから、1月17日(月)政府に対し、「まん延防止等重点措置」の適用を要請し、1月19日(水)、政府対策本部会議において、本県への適用が決定されました。

デルタ株からの置き換わりが進んでいると考えられるオミクロン株については、重症化する割合が低いという報告もあるものの、今後感染者数が増加すれば、入院を必要とする人も増加し、新型コロナウイルス以外の通常医療を制限しなければならないほどの医療提供体制のひっ迫へとつながります。また、第5波においては感染者数がピークとなった後、重症者数が増加したことをふまえると、今後、重症者数が増加することも予測されます。

さらに、医療提供体制のひっ迫だけでなく、いわゆるエッセンシャルワーカーの皆様等で療養や自宅待機となる方が増加すれば、社会機能を維持することが困難となることも予測されます。

こうした状況を招かないよう、今、強い対策を行い感染拡大の波を低く、短く抑えていく必要があります。

一方で、新型コロナウイルスとの戦い方も分かりつつある中、社会経済活動を停滞させることなく、感染防止対策との両立を図る必要があります。例えば、感染リスクが高い会食の場面においても、食事中も会話をする際はマスクをする「マスク会食」を徹底するなどの対策をとることにより、感染リスクを下げるすることができます。県民の皆様、事業者の皆様がそれぞれ対策をしっかりと行うことができれば、感染拡大を防ぎながら、経済活動を続けることも可能であると考えています。

こうした状況をふまえ、本県における県民の皆様、事業者の皆様へのお願い、県としての取組を「三重県まん延防止等重点措置」としてとりまとめました。基本的な感染対策として継続的にお願いしている「三重県指針」ver.14と併せ、ご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスとの戦いは2年を超える長期間となっています。これまでも厳しい措置により県民の皆様、事業者の皆様にご不便をおかけしている中、再びのお願いとなり大変心苦しい限りですが、救えるはずであった命が救えないという事態に陥らないようご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

県としても最大限の取組を行ってまいります。感染拡大を食い止めるためには、県民の皆様、事業者の皆様のご協力が不可欠です。ご自身やご家族、ご友人、周囲の大切な方々の命と健康を守るためにも、引き続き一緒に取組をお願いいたします。

令和4年1月20日
三重県知事 一見 勝之

強化と記載のあるものは「感染拡大阻止宣言」から新たに要請、お願いをするものまたは強くお願いをするものです

1. 県民の皆様へ

(移動・外出について)

強化 ○重点措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないでください。【特措法¹第31条の6第2項に基づく協力要請】

強化 ○混雑した場所や感染リスクが高い場所（密集、密閉、密接の1つでもあてはまる場所など）への外出や移動を避けてください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○混雑を緩和し、感染リスクを低減させるため、例えば買い物などは数日分まとめ買いをするなど、外出機会を減らすための取組をお願いします。

(県境を越える移動について)

○生活の維持に必要な場合等を除き、県境を越える移動は避けてください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

強化 ○特にまん延防止等重点措置区域等へは、通勤についても可能な限り在宅勤務（テレワーク）の活用などにより往來の機会の低減をお願いします²。

(飲食の場面について)

強化 ○「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まります。同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下（介助や介護などが必要な場合を除く）としていただくようお願いします。また、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど感染防止対策を徹底してください。

強化 ○飲食時の感染リスク低減のため、「マスク会食」「黙食」を徹底してください

強化 ○感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用は避けてください。

【以上について、特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○会食の際は、感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」認証店の利用をお願いします。

(基本的な感染防止対策について)

○マスクの正しい着用、手指消毒・手洗い、換気といった基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

○体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法。なお、特に記載のない事項については、三重県感染症対策条例第11条第1項に基づき協力をお願いします。（「2. 県外の皆様へ」を除く）

² 緊急事態宣言が発出された場合はその区域も含む

○無症状でも感染の不安がある場合は検査を受けていただくようお願いします³。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

2. 県外の皆様へ

○生活の維持に必要な場合等を除き三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。

3. 事業者の皆様へ

【重点措置区域の事業者の皆様へ】

強化 ○以下の施設について、下記のとおり営業時間の短縮等を要請します。

＜対象施設＞

- ・ 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- ・ 遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店など）及び飲食店（バーなど）
- ・ 食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場等（ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において披露宴等を行う場合を含む）

＜要請内容＞

- ・ 感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしんみえリア』」認証店は、営業時間を 21 時まで（酒類の提供は可能）、または営業時間を 20 時までとし酒類の提供を行わない（利用者による酒類の店内持込を含む）よう要請します。
- ・ 上記以外の店舗（「あんしん みえリア」の認証を受けていない店舗）は、営業時間を 20 時までとし、酒類の提供を行わない（利用者による酒類の店内持込を含む）よう要請します。

【以上について、特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請⁴】

※感染状況に鑑み、ワクチン・検査パッケージ、全員検査による人数制限の緩和は行わないこととします。

非認証店	認証店
・ 営業時間を 20 時まで ・ 酒類の提供を行わない	・ 営業時間を 21 時まで （酒類提供は可能）
	・ 営業時間を 20 時まで ・ 酒類の提供を行わない

どちらかを選択

³ 三重県では無料で検査を実施しています。詳しくは県ホームページでご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

⁴ 特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく営業時間短縮要請に正当な理由なく応じていただけない場合は、同法第 31 条の 6 第 3 項に基づき命令を行うことがあります。なお、命令に違反した場合は罰則（20 万円以下の過料）があります。

強化 ○特措法施行令第11条第1項に規定する施設のうち、特に大規模な集客施設（劇場・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等）においては、「入場をする者の整理等」、「入場をする者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等特措法施行令第5条の5に規定される措置を実施してください。

※協力を要請する施設の詳細は**別紙1**を参照
【特措法第31条の6第1項に基づく協力要請】

【すべての事業者の皆様へ】

（感染防止対策について）

- 業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底してください。
- 食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活、休暇中など勤務時間外も含め、従業員に対し、感染防止対策について周知・徹底してください。
- 普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。

強化 ○外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。

【以上について、特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、人流抑制に向け、地域や業務の特性もふまえ在宅勤務（テレワーク）の推進や休暇取得の促進等により、出勤者の削減に取り組んでください。

強化 ○特に重症化リスクのある方（高齢者や基礎疾患を有する方等）、妊娠している方やそのご家族などを雇用されている場合は、本人の申し出等をふまえ、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮をお願いします。

- 県外への出張等については業務上不可欠な場合を除き、オンライン会議等のツールの活用をお願いします。特に、まん延防止等重点措置区域等⁵への出張等については、人の移動を伴わず目的を達成できないか今一度検討をお願いします。

⁵ 緊急事態宣言が発出された場合はその区域も含む

- 強化** ○感染者の急増に伴う療養者等の増加により、事業活動が低下しないよう、事業継続計画等を活用した対応をお願いします。
- 強化** ○ワクチン追加接種（3回目）促進のため、従業員等がワクチン接種を受けやすいよう、勤務体制等の配慮をお願いします。
- 強化** ○初回接種（1回目・2回目）で職域接種により従業員等への接種を実施した事業者については、追加接種についても職域接種の活用を検討してください。

（飲食店等について）

- 強化** ○飲食店等⁶において同一グループの同一テーブルでの利用は4人以下（介助や介護などが必要な場合を除く）としてください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 強化** ○飲食店等において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった特措法施行令第5条の5各号に掲げられた感染防止対策の実施をお願いします。
- 飲食店や観光施設においては、お客様の安心を確保するために、感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いいたします。また、併せて県の接触確認システムである「安心みえるLINE」の活用促進をお願いします。

4. イベント開催について

- 強化** ○県内で開催されるイベントについては、三重県指針「ver.14」別冊（令和4年1月20日改定）の要件に沿った開催を要請します。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

※感染状況に鑑み、ワクチン・検査パッケージ、全員検査による人数制限の緩和は行わないこととします。

⁶ 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店など）及び飲食店（バーなど）、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場等（ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において披露宴等を行う場合を含む）

5. 偏見や差別の根絶について

- 感染された方やそのご家族、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方などあらゆる人が差別や偏見にさらされないよう、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 感覚過敏、発達障がい、皮膚や呼吸器の病気など、さまざまな事情によりマスクの着用が困難な場合もありますので、マスク等を着用していない方への偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などの接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。

別紙1 協力を要請する施設

(建築物の床面積が1,000平方メートルを超える施設に限る)

施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等
ホテル等	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等
運動施設及び遊技場	体育館、スケート場、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、屋内・屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地、マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等
物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等
サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等

【新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口】

◆発熱等の症状がある方の相談窓口

- (1) まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に、電話でご相談ください。
- (2) 相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センターへご相談ください。

<受診・相談センター>

受診・相談センターでも受診できる医療機関を紹介しています。

9時から21時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

桑名保健所	松阪保健所	尾鷲保健所
0594-24-3619	0598-50-0518	0597-23-3456
鈴鹿保健所	伊勢保健所	熊野保健所
059-392-5010	0596-27-5140	0597-89-6161
津保健所	伊賀保健所	四日市市保健所
059-223-5345	0595-24-8050	059-352-0594

21時から翌9時までは、

三重県救急医療情報センター(059-229-1199)にお問い合わせください。

※電話での相談が難しい場合は、メール(covidan@pref.mie.lg.jp)またはFAX(059-224-2558)でご相談ください。

◆新型コロナウイルスに関する一般的な相談

三重県医療保健部感染症対策課 059-224-2339(専用回線)
国(厚生労働省) フリーダイヤル 0120-565653

◆ワクチン接種に関する相談

・みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン

059-224-2825

※9時から21時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

※電話での相談が難しい場合は、メール(vaccine@pref.mie.lg.jp)

またはFAX(059-224-2344)でご相談ください。

・夜間窓口

050-3185-7947 (AI音声技術による自動応答)

※21時から翌9時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

・新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口

059-224-3326

※24時間対応(夜間、土曜日、日曜日、祝日を含む)

※対応言語(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語)

1 予防・医療

(1) 保健所の体制

- ・保健所業務を支援する350名の応援職員について、順次派遣するとともに、さらなる感染拡大がみられた場合には、県民の命に直結する業務への重点化を図ります。

(2) 検査体制

①変異株への対応

- ・オミクロン株への対応のため、引き続き、変異株スクリーニング検査、ゲノム解析を実施します。

②行政検査

- ・保健所業務の負担軽減を図るため、民間検査機関を積極的に活用します。
- ・陽性者が確認され感染拡大が懸念される事業所等に対しては、保健所から濃厚接触候補者リストの作成を依頼し、そのリストに基づき濃厚接触者を特定することとし、検査の実施につなげます。
- ・医師の判断による陽性者の同居家族等への検査について、診療・検査医療機関に協力を依頼しています。

③無料PCR等検査

- ・医療機関や薬局等において、感染不安を感じる方への無料検査を実施しています。(登録検査実施場所：106か所(令和4年1月18日現在))
- ・県独自の郵送による無料PCR検査は、令和4年2月10日まで実施しています。

④社会的検査

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設等を対象とした社会的検査を、1月中旬に再開します。

(3) ワクチン接種

①初回接種(1回目・2回目接種)

- ・市町において、初回接種(1回目・2回目接種)を希望する方への接種を引き続き実施するとともに、若年層を含めた円滑なワクチン接種を推進します。

②3回目接種

- ・市町における3回目接種について、前倒しでの接種も含め必要となるワクチンの配分を進めます。

- ・接種間隔の前倒しに伴う市町の接種体制を支援するため、1月30日以降、県内3か所（四日市市、津市、伊勢市）に県営接種会場を設置します。

③相談窓口

- ・県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、引き続き、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で情報発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設しています。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（AI音声技術による自動応答）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）※祝日除く

（4）医療提供体制

①入院医療

- ・オミクロン株は感染性が非常に高いことが想定され、急激な医療現場のひっ迫が危惧されることから、必要な方が確実に入院できるよう、457床の患者受入病床を確保するとともに、患者急増時の緊急的な対応として、重症者用病床を含めて576床の病床を確保しています。また、患者の状況等に応じて宿泊療養、自宅療養も併用した療養体制で対応するとともに、受入病床の増床に向けて可能な限り医療機関との調整を継続します。

②臨時応急処置施設

- ・感染が急激に拡大している状況をふまえ、中等症Ⅱの患者に対応するために、津市及び北勢地域に確保した2つの臨時応急処置施設について、津市の施設を1月20日から10床稼働させるとともに、北勢地域の施設についても、今後の感染の拡大状況等に応じて稼働させます。

③宿泊療養施設

- ・5施設665室を確保している宿泊療養施設について、3施設334室を稼働させるとともに、残り2施設331室について1月中の稼働を予定しています。
- ・さらなる感染拡大に備えるため、新たな宿泊療養施設の確保に取り組みます。
- ・宿泊療養施設に中等症Ⅰ患者または重症化リスクの高い患者を積極的に受け入れるとともに、経口薬の投与体制を施設毎に順次確立します。

④自宅療養

- ・自宅療養者に必要な医療が提供できるよう、医師会の協力のもと、往診、オンライン診療、電話診療等が可能な364の医療機関を把握・リスト化しています。
- ・自宅療養者の増加をふまえ、貸与用パルスオキシメーターを5,000個追加購入（計19,450個）するとともに、市町や関係団体と連携し、患者の症状にも対

応した食事の提供や貸与用パルスオキシメーター、食事および衛生用品の配送体制を充実させます。

(5) 感染拡大防止対策

①要請の遵守状況の確認・働きかけ

- ・飲食店への営業時間短縮要請に伴い、政府基本的対処方針に基づき、警察とも連携しながら、要請区域内の対象店舗に対し要請の遵守状況の確認のための見回りを実施します。
- ・営業時間短縮要請に応じていただいていない店舗への働きかけを行うとともに、警察とも連携しながら、特措法に基づき、要請に応じていただけるよう実地での指導を実施します。また、感染拡大防止のため特に必要があると判断される場合には、特措法に基づき、個別要請、命令といった厳しい対応も検討します。

②外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内 11 の市民団体にホームページや SNS での情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。
- ・みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）において、多言語で相談対応を行うとともに、適切な情報提供を行います。
- ・保健所へ迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応します。

③障害福祉施設や保育所等の感染防止対策のための相談窓口の設置

- ・障害福祉施設や保育所等において、適切な感染防止対策を行ったうえで、継続的にサービスを提供するため、感染症の専門家等による感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、各施設等からの相談に対応します。

④県立学校における対応

- ・マスクの着用、手洗いの励行、換気などの基本的な感染防止対策、毎日の検温、発熱等体調不良の場合の自宅休養など健康管理について、引き続き徹底します。児童生徒の同居の家族が体調不良の場合にも登校を控えるようにします。
- ・児童生徒が近距離で行う学習や、組み合ったり接触したりする運動など、感染防止対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動の実施については慎重に検討するとともに、登下校や着替え、食事などの場面の切り替わりにおける感染防止対策についても、注意喚起を徹底します。
- ・部活動は、原則自校内の活動とし、昼食を伴わない午前または午後のみ活動とします。公式大会は、感染防止対策を講じたうえで、必要最低限の人数で参加できることとします。

- ・修学旅行・遠足については延期を検討します。県内を行き先とする最終学年の修学旅行は、重点措置区域以外（1月20日時点：東紀州地域）を行き先として実施できることとします。
- ・市町教育委員会及び私立高等学校等に対して、適切に対応いただくよう県立学校の取組を情報提供します。

⑤地域のスポーツ活動における感染防止対策

- ・スポーツ少年団など、複数の学校から児童生徒が参加するような地域スポーツの場をきっかけとして感染が拡大しないよう、スポーツ少年団事業を統括する県スポーツ協会や市町地域スポーツ担当課を通じて、注意喚起を徹底します。

⑥感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・県民及び県外の皆様に県境を越える移動の自粛を求めるため、主要駅構内等でのポスター掲出などについて、交通事業者に協力を要請します。
- ・県が管理する漁港においては、地元からの要請に基づき、注意喚起用の看板等を設置することにより、利用の自粛を呼び掛けていきます。
- ・自然公園（三重県民の森・上野森林公園）においては、立て看板による大人数・長時間での飲食自粛の注意喚起を行います。

（6）情報提供

- ・「三重県まん延防止等重点措置」における要請内容等について、県民、事業者の皆様と一緒に取り組んでいくため、様々な媒体を活用し周知啓発します。
 - ・新聞、テレビ、ラジオにおける広告等
 - ・道路情報板等での掲示
 - ・県政だより、フリーペーパーへの掲載
 - ・ホームページ、SNSの活用
- ・市町に対して、県の取組も参考にさせていただき、様々な媒体を活用して要請内容等を周知啓発いただくよう、協力を依頼します。

2 事業者支援

（1）営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

①飲食店時短要請協力金

- ・1月21日から2月13日まで、まん延防止等重点措置適用に基づく重点措置区域において、酒類提供の停止等を伴う20時までの営業時間短縮（認証店は酒類提供を継続して21時までの営業短縮を行うことを選択可能）に全面的に協力していただいた事業者に、飲食店時短要請協力金を支給します。

※店舗の準備期間として1月24日までの時短営業開始であれば支給対象となりますが、支給金額は実施期間に応じて算定します。

※酒類提供の停止等を伴う20時までの営業時間短縮を行う場合と酒類提供を継続して21時までの営業時間短縮を行う場合とでは、協力金の日額単価が異なります。（20時までの営業時間短縮の場合：日額3万円～10万円、

21 時までの営業時間短縮の場合：日額 2.5 万円～7.5 万円)

- ・以前から時短要請に継続して協力いただくなど一定の要件をみたす飲食店に対して、協力金の一部を早期支給することとし、1 月末までに制度概要を発表するとともに、その後、速やかに申請受付を開始します。

「三重県飲食店時短要請協力金相談窓口」

電話 059-224-2335 午前 9 時～午後 5 時（土日祝を除く）

②幅広い業種の事業者を対象とした支援金

- ・まん延防止等重点措置に伴う経済活動の停滞等による影響を受け、1 月、2 月の売上が減少した事業者に対する支援金の実施について、3 月上旬に申請受付を開始できるよう準備を進めています。

③雇用調整助成金等

- ・雇用調整助成金の特例措置について、まん延防止等重点措置が適用される区域で時短営業に協力する事業者については、補助率を最大 10 分の 10 まで引き上げる特例が適用されることから、区域内で時短営業に協力する事業者へ情報が行き届くよう、時短要請協力金の案内に併せて周知を行います。
- ・従業員の雇用維持に苦慮している事業者と労働力不足となっている事業者との間での「雇用シェア（在籍型出向、兼業・副業など）」を県内で広く普及・浸透させるため、今後も関係機関と連携して周知を図ります。

(2) みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の推進

- ・県では、県民の皆様が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度「あんしん みえリア」を運用しています。認証店舗数は 1 月 17 日で 2,919 店舗となりました。
- ・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、観光事業者版「あんしん みえリア」も運用しています。認証施設数は、1 月 17 日で 1,028 施設となりました。
- ・「あんしん みえリア」の専用ホームページでは、飲食店及び観光施設等の認証制度を幅広く PR するため、各認証店舗・施設の感染防止対策を紹介しており、市町別やジャンル別に検索いただくことが可能です。県民の皆様が安心して各認証店舗・施設を利用できるよう、制度の周知を図ります。また、申請のあった飲食店が速やかに認証を取得できるよう、引き続き、認証事務の可能な限りの迅速化を進めています。

イベントの開催基準等

1 適用期間

イベントの開催基準等は、令和4年1月21日（金）から2月13日（日）までの期間、次のとおりとします。

なお、今後、国の方針に変更があった場合等は、当基準等についても変更を行います。

2 イベント参加者の皆様へ

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をイベント参加前にスマートフォン等にインストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえるLINE」のQRコード¹の掲示がある場合は、読み込んでいただくようお願いします。
- イベント主催者等から、感染拡大防止を目的とした連絡先登録等の求めがある場合には、積極的に応じてください。
- イベントに参加する際は、原則としてマスクを着用し、人と人との距離を確保するなど『新しい生活様式』に基づいて行動するほか、入退場時、休憩時間や待合場所も含めて基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 特に、主催者の存在しない季節の行事などに参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底してください。

3 イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

（1）イベント開催の基準

ア 感染防止安全計画を策定する場合（参加人数が5,000人を超えるイベント）

※大声なしのイベントのみ（大声ありのイベントは後述「イ それ以外の場合」参照）

「イベント開催等における必要な感染防止対策」（別紙1）の各項目を着実に実施するため、イベント主催者等が具体的な感染防止対策を記載する「感染防止安全計画」（別紙2-1）を策定し、県による確認を受けた場合の人数上限及び収容率上限は次のとおりとします。

この場合、イベント主催者及び施設管理者の双方は、別紙1の対策を行ったうえでイベントを開催してください。

また、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合は、上記の対策に加え、当該ガイドラインに則った対策を行ってください。

¹ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限
20,000 人	100%以内（大声なしが前提） 収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※（ア）（イ）の人数のいずれか小さい方を限度とします。

（注）「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することとします。

（大声の具体例）

- ・観客間の大声・長時間の会話
 - ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱など（スポーツの得点時の一時的な歓声等は必ずしも「大声」に当たりません。）
- ※大声を出すことを積極的に推奨する、または大声の発生に対する必要な対策を十分に施さないイベントは「大声ありのイベント」に該当します。

○具体的な手続は次のとおりです。

① 「感染防止安全計画」の策定・提出

- ・別紙2-1「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催の2週間前までを目途にメールにより県へ提出してください。（県がその内容を確認し、必要に応じて助言を行います。）その際、併せてイベントの概要がわかる計画書等（既存資料等）も提出してください。（後述するチェックリストの作成・公表は不要です。）
- ・感染防止安全計画の提出後に計画の変更が必要になった場合には、速やかに県へ連絡・相談し、イベント開催日直前の連絡となることがないようにしてください。

② 「イベント結果報告書」の作成・提出

- ・イベントの終了後は別紙2-2「イベント結果報告書」を作成し、イベント終了から1か月以内を目途にメールにより県へ提出してください。
- ・問題が発生（クラスター発生、感染防止対策の不徹底等）した場合は、上記に関わらず、直ちに結果報告書を県へ提出してください。

【提出先】

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
電話：059-224-2352 メール：kansenta@pref.mie.lg.jp
9:00～17:00 ※月～金（祝日除く）

※固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合で、参加人数が5,000人を超える規模のイベントを開催するときは、感染防止安全計画を提出してください。

(注) ワクチン・検査パッケージ、全員検査について

- ・感染状況に鑑み、ワクチン・検査パッケージ、全員検査による上限人数の緩和は行わないこととします。

(注) 感染が拡大した場合について

- ・今後感染状況が悪化し、三重県に緊急事態宣言が適用された場合において、感染防止安全計画を策定して県による確認を受けたときの人数上限は 10,000 人 とします。(大声なしが前提)

イ それ以外の場合

感染防止安全計画を策定しない場合における人数上限及び収容率上限は次のとおりとします。

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限	
○ <u>収容定員の設定がある場合</u> ⇒ 5,000 人 ○収容定員が設定されていない場合 ⇒ 後述	大声なしのイベント 100%以内 収容定員がない場合は、人と人が 触れ合わない程度の間隔を確保	大声ありのイベント 50%以内 収容定員がない場合は、十分な人と 人との間隔（できるだけ2m、最低 1m）を確保

※ (ア) (イ) の人数のいずれか小さい方を限度とします。

※ 「大声」の定義は「ア 感染防止安全計画を策定する場合」の(注)と同様。

イベント主催者及び施設管理者の双方は、「イベント開催等における必要な感染防止対策」(別紙1)の対策を行ったうえでイベントを開催してください。

また、「感染防止対策チェックリスト」(別紙3)を作成し、ホームページや会場への掲示等により公表するとともに、チェックリストはイベント終了日から1年間保管してください。

なお、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合は、上記の対策に加え、当該ガイドラインに則った対策を行ってください。

(ア) 人数の上限

収容定員が設定されている場合、5,000 人を上限とします。

なお、収容定員が設定されていない場合は、後述(イ)の収容定員が設定されていない場合と同様とします。

(イ) 収容率の上限

大声での歓声・声援等の有無により次の収容率を上限とします。

○大声なしのイベント

別紙1の対策を徹底し、別紙3のチェックリストの作成・公表を前提として

- ・収容定員の100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう、人と人が触れ合わない間隔を空けてください。

○大声ありのイベント

別紙1の対策を徹底し、別紙3のチェックリストの作成・公表を前提として

- ・収容定員の50%を上限とします。
- ・固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を空けてください。また、その維持が困難な場合は、開催について慎重に判断してください。
- ・大声ありのため参加人数を収容定員の50%以内に抑える場合でも、大声を最小限に抑える工夫や感染リスクを低減する対策を行ってください。

※固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合で、参加人数が5,000人以下の規模のイベントを開催するときは、別紙3のチェックリストを作成・公表してください。

(注) 感染が拡大した場合について

- ・今後感染状況が悪化し、三重県に緊急事態宣言が適用された場合において感染防止安全計画を策定しないときの人数上限は、上記から変更はなく5,000人、収容率上限も同じく変更ありません。

(2) イベントにおける飲食について

- 食事・酒類の提供可否については、開催地域における飲食店等への要請の内容を踏まえて判断してください。
- 飲食を伴う、または飲食が可能であるイベントについては、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては飲食の自粛を求めてください。
ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においては、この限りではありません。
- 酒類を提供する場合には、飲酒による大声等を防ぐ具体的な対策を講じるとともに、問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等を行うこととし、その旨を参加者に事前に周知してください。

(3) チケット販売の取扱について

- 1月22日（土）までにチケット販売を開始していたイベントについては、1月22日（土）までに販売したものに限り、上記の上限を超えていてもチケットのキャンセルは不要とします。ただし、1月23日（日）以降は上記の上限を超えるチケットの新規販売を停止してください。
- 1月23日（日）以降にチケット販売を開始するイベントは、上記の上限の範囲内で販売してください。

※入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握のため、接触確認アプリ（COCOA）や「安心みえるLINE」を活用してください。

（安心みえるLINE）

https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm

別紙1 イベント開催等における必要な感染防止対策

項目	基本的な感染防止対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
<p>①飛沫の抑制 (マスク着用 や大声を出さ ないこと)の 徹底</p>	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク (品質の確かな、できれば不織布)の正しい着用や大声を出さない ことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、 個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <p>*大声を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に 声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要 な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。</p> <p>*大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常 に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではない ため、対策を徹底すること。</p> <p>*飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発す るような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>*適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省ホームペー ジ「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」参照。</p>	<p>○マスクを着用しない者や大声を出す者に対する 個別注意等の具体的方法の検討・実施</p> <p>・マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する 観客の退場措置の事前準備・周知(チケット購 入時の約款に明記等)。</p> <p>・応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。</p> <p>・警備員や映像・音声によるモニタリング、個別 注意や退場の徹底のための実施計画。</p> <p>○新たな鑑賞・応援方式を根付かせるための取組 の工夫(演者からの呼びかけ等)</p>
<p>②手洗、手指 ・施設消毒の 徹底</p>	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコ ール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施)</p> <p>□主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつ こまめな消毒の実施</p>	<p>○具体的な手洗場、手指消毒液の設置場所、 準備個数等の計画の検討・実施</p> <p>○施設内の消毒(箇所・頻度等)の計画の検討・ 実施</p> <p>○アナウンス等での手洗・手指消毒の呼びかけ</p>

項目	基本的な感染防止対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
③換気の徹底	<input type="checkbox"/> 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底 ＊室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 ＊屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 ＊必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。	<input type="checkbox"/> 各施設の設備に応じた換気計画の検討・実施 ・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様をふまえた適切な換気計画の策定。 ・CO2測定装置による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施。 ・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス。
④来場者間の密集回避	<input type="checkbox"/> 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 <input type="checkbox"/> 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 <input type="checkbox"/> 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。	<input type="checkbox"/> 開場時間の前倒しや時間差・分散退場の実施、交通機関との連携（駅付近の混雑度データをふまえた増便等）による誘導計画 <input type="checkbox"/> 密になりやすい場所での足形マークの設置、マーキング、誘導員等の配置による誘導等の実施計画 <input type="checkbox"/> CO2測定装置等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な誘導 <input type="checkbox"/> 収容率をふまえた、密集回避に適した観客席の座席配置の工夫

項目	基本的な感染防止対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
⑤ 飲食の制限	<input type="checkbox"/> 飲食時における感染防止対策（飲食店に求められる感染防止対策等をふまえた十分な対策）の徹底 <input type="checkbox"/> 飲食中以外のマスク着用の推奨 <input type="checkbox"/> 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 三重県の飲食店等への要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒による大声等を防ぐ対策を検討）	○ 飲食可能エリアにおける飛沫感染等を低減する具体的な感染防止対策の策定 ○ 飲食・アルコールを必要最小限に抑える方策の検討・実施 ○ 安全なイベント開催のための、飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前に周知
⑥ 出演者等の感染防止対策	<input type="checkbox"/> 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する * 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/> 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する * 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）	○ 日常から行う出演者やスタッフ等の健康管理方法の検討 ・ 出演者やスタッフ等の必要に応じた検査の実施。 ・ 健康アプリの活用等。 ○ 出演者やスタッフ等と観客の接触防止対策（動線計画・ファンサービスの自粛等）の策定、出演者やスタッフ等及び観客双方への呼びかけ

項目	基本的な感染防止対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
⑦参加者の把握・管理等	<input type="checkbox"/> チケット購入時又は入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握 ＊接触確認アプリ（COCOA）や三重県「安心みえるLINE」（ https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm ）を活用。 ＊原則、参加者全員に対してアプリダウンロード又は、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/> 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 ＊チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 <input type="checkbox"/> 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起	<input type="checkbox"/> チケット購入時の参加者の連絡先把握 <input type="checkbox"/> COCOA や「安心みえるLINE」による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンロード、「安心みえるLINE」QRコードの入口への掲示や来場者情報を把握するための具体的な措置の検討） <input type="checkbox"/> 直行・直帰等のイベント前後の感染防止対策に関する具体的な措置 ・参加者への直行・直帰の呼びかけ。 ・警備員による公共交通機関への誘導等。 <input type="checkbox"/> 検温・検査実施のための体制・実施計画 <input type="checkbox"/> 有症状者の入場を防止できるキャンセルポリシーの整備

※上記に加え、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」に記載の要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守してください。

※「感染防止安全計画」を策定しないイベントについては、「具体的な対策例」を参考に、個々のイベントにおける感染防止対策が適切に実施できているかをチェックした「感染防止対策チェックリスト」をホームページ等で公表してください。

※「感染防止安全計画」を作成し県へ提出・確認を受けることで、収容定員までの規模でイベントを開催することができます。（三重県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されていないとき。大声なしのイベントに限る。）

※三重県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されたときは、「感染防止安全計画」を県へ提出・確認を受けた場合の人数上限は、緊急事態宣言の場合 10,000 人、まん延防止等重点措置の場合 20,000 人までとなりますが、「感染防止安全計画」に加えて、「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用することで、収容定員までの規模でイベントを開催することができます。（大声なしのイベントに限る。）

感染防止安全計画

1. 開催概要

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載してください。)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載してください。)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限)	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	いずれかを選択 (いずれも大声がないことを担保)	
収容定員	〇〇,〇〇〇人	—
参加人数	〇〇,〇〇〇人	
その他 特記事項		

(*) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

イベント結果報告書

別紙2-2

○イベントの情報（公表する場合、*については適宜）

イベント名	
出演者、チーム等	
開催日時	
主催者	
主催者所在地（都道府県） *	
主催者所在地（市区町村） *	
主催者所在地（番地等） *	
開催会場（名前）	
都道府県	三重県
都道府県コード	24
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“-”を入力）	
催物の類型	
感染防止安全計画策定の有無	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁、各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

○**感染者の参加** →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人（○月○日時点）
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因 ※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

○**感染防止対策不徹底（感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む）**

感染防止対策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 （具体的行動、スケジュール）	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁、各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

イベント開催時のチェックリスト

別紙3

【第1版（令和3年11月版）】

開催概要

本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。

イベント名

(開催案内等の URL があれば記載してください。)

出演者・
チーム等

(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧を作成してください。)

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

(複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧を作成してください。)

開催会場

会場所在地

主催者

主催者所在地

主催者連絡先

(電話番号)

(メールアドレス)

収容率
(上限)

100% (※)
(大声なし)

人と人が触れ合
わない程度の間隔

50% (※)
(大声あり)

十分な人と人との間隔
(できるだけ2m、最低1m)

収容人数

〇〇,〇〇〇人

参加人数

〇〇,〇〇〇人

その他の
特記事項

(大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載してください。)

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

感染防止対策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

基本的な感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止対策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

- 【大声なしの場合】
飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声（※）を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。

（※）大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】
「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。

② 手洗、手指・施設消毒の徹底

- こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）。
- 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

③ 換気の徹底

- 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底。

④ 来場者間の密集回避

- 入場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。
- 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。
- 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保。

感染防止対策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止対策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

⑤ 飲食の制限

- 飲食時の感染防止対策（飲食店に求められる感染防止対策等をふまえた十分な対策）の徹底。
- 飲食中以外のマスク着用の推奨。
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。
- 三重県の飲食店等への要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には、飲酒による大声等を防ぐ対策を検討）。

⑥ 出演者等の感染防止対策

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）。

⑦ 参加者の把握・管理等

- チケット購入時又は入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握。
- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。
- 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、「三重県指針」に記載の要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。